

令和7年4月1日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】 1

【改正箇所】 第2章第2節第1 監理団体の許可の流れ 届出・報告一覧（監理団体）

改正

番号		期限		備考（該当事例・留意点）
1		(略)		(略) ※第5章第10節技能実習実施困難時の届出等（P <u>287</u> ）を参照。
2	(略)	監査実施日から2か月以内（ <u>臨時監査の一部事案は2週間以内</u> ）	(略)	監理団体は3か月に1度以上の頻度で（実習実施者に実習認定の取消し事由に該当する行為があったときは直ちに）実習実施者に対し監査を <u>省令で定められた方法</u> で行い、その結果を <u>2か月以内に報告するもの</u> 。なお、 <u>技能実習生に対する暴行等の人権侵害行為が疑われた事案は臨時監査実施後2週間以内の報告が必要</u> 。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告（P <u>309</u> ） <u>及び第5章第2節第2（2）臨時監査に関するもの（P 204）</u> を参照。
3		(略)		(略) ※第5章第2節第2（11）二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの（P <u>214</u> ）を参照。
4		(略)		※第5章第9節第2変更の届出に関する事項（P <u>281</u> ）を参照。
5		(略)		(略)
6		(略)		(略)
7		(略)		※第5章第11節事業の休廃止（P <u>291</u> ）を参照。
8		(略)		(略)
9		(略)		(略) ※第5章第19節監査報告及び事業報告（P <u>309</u> ）を参照。

現行

番号		期限		備考（該当事例・留意点）
1		（略）		（略） ※第5章第10節技能実習実施困難時の届出等（P 274 ）を参照。
2		監査実施日から 2か月以内		監理団体は3か月に1度以上の頻度で （実習実施者の実習認定の取消し事由 に該当する行為があったときは直ちに） 実習実施者に対し監査を行い、その結果 を報告するもの。なお、 <u>監査は省令で決 められた方式で行うことが必要。</u> ※第5章第19節監査報告及び事業報告 （P 296 ）を参照。
3	（略）	（略）	（略）	（略） ※第5章第2節第2（11）二重契約の禁 止、法令違反時の報告に関するもの（P 205 ）を参照。
4		（略）		※第5章第9節第2変更の届出に関す る事項（P 268 ）を参照。
5		（略）		（略）
6		（略）		（略）
7		（略）		※第5章第11節事業の休廃止（P 278 ） を参照。
8		（略）		（略）
9		（略）		（略） ※第5章第19節監査報告及び事業報告 （P 296 ）を参照。

【通し番号】 2

【改正箇所】第2章第2節第2 第1号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）

改正	現行
①～③ （略） ④在留資格認定証明書の交付申請 第1号の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。 <u>※令和7年3月以降、国において、中長期間在留しようとする者に対して、結核を発病していないことの証明を求める「入国前結核スクリーニング」を順次実施することに伴い、対象国からの技能実習生の受入れに当たっては在留資格認定証明書交付申請時に結核非発病証明書が必要となります。</u> <u>入国前結核スクリーニングの詳細については厚生労働省のHPを御参照ください。</u> <u>厚生労働省 HP：</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00006.html <u>出入国在留管理庁 HP：</u> https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html	①～③ （略） ④在留資格認定証明書の交付申請 第1号の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。 （新設）

【通し番号】 3

【改正箇所】第2章第2節第2 第1号技能実習開始までの流れ 届出・報告一覧（実習実施者）

改正			現行		
番号		備考（該当事例・留意点）	番号		備考（該当事例・留意点）
1	(略)	(略) ※第4章第4節技能実習計画の変更（P <u>146</u> ）を参照。	1	(略)	(略) ※第4章第4節技能実習計画の変更（P <u>138</u> ）を参照。
2		(略) ※第4章第9節実施の届出（P <u>172</u> ）を参照。	2		(略) ※第4章第9節実施の届出（P <u>165</u> ）を参照。
3		(略) ※第4章第10節技能実習実施困難時の届出等（P <u>173</u> ）を参照。	3		(略) ※第4章第10節技能実習実施困難時の届出等（P <u>166</u> ）を参照。
4		(略) ※第4章第2節第7（9）法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの（P <u>96</u> ）を参照。	4		(略) ※第4章第2節第7（9）法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの（P <u>90</u> ）を参照。
5		(略) ※第4章第12節実施状況報告（P <u>179</u> ）を参照。	5		(略) ※第4章第12節実施状況報告（P <u>172</u> ）を参照。

【通し番号】 4

【改正箇所】第2章第2節第3 第2号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）

改正	現行
①～②（略） ③技能実習計画の認定申請 認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、<u>技能検定又は技能実習評価試験（以下「技能検定等」という。）の可否が判明し、必要書類を揃えた上で、実習開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要です。</u>認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。）。 <u>ただし、実習開始予定日の3か月前を経過してもなお、技能検定等の日程が決まらない場合や、合格が確認できない場合には、技能検定等の可否結果に関する資料を追完することとして同資料を添付せずに申請することは差し支えありません</u>（なお、②において、可否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接可否結果が通知されるため、追完の必要はありません。）。	①～②（略） ③技能実習計画の認定申請 認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。）。 開始予定日の3か月前を経過しても、<u>技能検定又は技能実習評価試験（以下「技能検定等」という。）の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の可否結果は、申請後に資料を追完することが可能です</u>（なお、②において、可否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接可否結果が通知されるため、追完の必要はありません。）。

【通し番号】 5

【改正箇所】 第2章第2節第4 第3号技能実習開始までの流れ

改正	現行
①～② ③技能実習計画の認定申請 認定申請は、技能実習開始予定日の<u>6か月前から可能です。また、原則として、技能検定等の合否が判明し、必要書類を揃えた上で、実習開始予定日の4か月前まで</u>（第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の<u>3か月前まで</u>）に申請を行うことが必要です。 認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。）。 <u>ただし、実習開始予定日の3か月前を経過してもなお、技能検定等の日程が決まらない場合や、合格が確認できない場合には、技能検定等の合否結果に関する資料を追完することとして同資料を添付せずに申請することは差し支えありません</u>（なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。）。	①～② ③技能実習計画の認定申請 認定申請は、技能実習開始予定日の<u>6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前まで</u>（第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の<u>3か月前まで</u>）に申請を行うことが必要です。 認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。）。 開始予定日の3か月前を経過しても、<u>技能検定等の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です</u>（なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。）。

【通し番号】 6

【改正箇所】 第4章第1節第1 技能実習計画の認定

改正	現行
【留意事項】 ○ 複数の法人が共同で技能実習を行う場合 ・ 共同で技能実習を「行わせる」とは、当該複数の法人が一体となって技能実習を行わせることであり、当該複数の法人がいずれも技能実習生に修得等させようとする技能等に係る業務を行っていることが必要となります。したがって、例えば2つの法人が共同で技能実習を行うとする場合、どちらか一方のみで技能実習を実施するといった計画は認められず、他方の法人においても少なくとも、技能実習の予定時間全体の12分の1以上、技能実習を実施する等、共同での技能実習の実体があることが求められます。 <u>なお、本体の業務と切り離すことができない「安全衛生に係る業務」をどちらか一方のみに実施させることはできません。また、移行対象職種・作業を対象とする企業単独型の技能実習において、一方の法人が入国後講習のみ行うような計画も認められません。</u>	【留意事項】 ○ 複数の法人が共同で技能実習を行う場合 ・ 共同で技能実習を「行わせる」とは、当該複数の法人が一体となって技能実習を行わせることであり、当該複数の法人がいずれも技能実習生に修得等させようとする技能等に係る業務を行っていることが必要となります。したがって、例えば2つの法人が共同で技能実習を行うとする場合、どちらか一方のみで技能実習を実施するといった計画は認められず、他方の法人においても少なくとも、技能実習の予定時間全体の12分の1以上、技能実習を実施する等、共同での技能実習の実体があることが求められます。

【通し番号】 7

【改正箇所】 第4章第2節第2 技能実習の目標に関するもの

改正	現行
○ 第3号技能実習の修了時においては、技能検定等の実技試験の受検が必須とされ、2級の実技試験への合格を目標としなければなりません。 <u>○ 技能検定等の合格を目標とした場合には、適切な時期に受検の機会を設けてください。（第2章第2節第3①及び第4①参照）</u>	○ 第3号技能実習の修了時においては、技能検定等の実技試験の受検が必須とされ、2級の実技試験への合格を目標としなければなりません。 （新設）

【通し番号】 8

【改正箇所】 第4章第2節第3（2） 従事させる業務の基準に関するもの

改正	現行
【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ○ 移行対象職種・作業において従事させる業務の具体的な内容について (略) <u>○ 実習環境について</u> <u>規則第10条第2項第2号イの要件については、技能実習生に従事させる業務内容だけでなく、技能実習生を業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境についても技能実習として行わせることが適当であることが必要です。</u> <u>この点については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から個々に判断されるものでありますので、実習実施者が業法上の許認可を得る必要があるにもかかわらず、当該許認可を得ていない場合はもとより、当該許認可を得たものであっても実習環境として認められない場合があります。</u> ○ 時間外労働等について (略) ○ 技能実習生が、OFF-JT として一時的に技能実習計画に記載されている実習実施場所以外の場所で訓練や研修に従事することは差し支えありません。ただし、その内容は、技能実習計画に掲げる技能等の修得等に資するものであることが必要です（例えば、技能実習の目標（技能検定受検）に向けて、必須業務のうち、苦手とする一業務に特化した訓練を他の訓練機関において受講する場合。）。 (略) <u>○ 災害の復旧活動と技能実習計画との関</u>	【確認対象の書類】 (略) 【留意事項】 ○ 移行対象職種・作業において従事させる業務の具体的な内容について (略) (新設) ○ 時間外労働等について (略) ○ 技能実習生が、OFF-JT として一時的に技能実習計画に記載されている実習実施場所以外の場所で訓練や研修に従事することは差し支えありません。ただし、その内容は、技能実習計画に掲げる技能等の修得等に資するものであることが必要です（例えば、技能実習の目標（技能検定受検）に向けて、必須業務のうち、苦手とする一業務に特化した訓練を他の訓練機関において受講する場合。）。 (略) (新設)

<u>係について</u> <u>被災した実習実施者の事業所における一時的な瓦礫の片付け作業等については、機械・器具等を安全に使用可能な状態にするなど、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための作業（おおむね2週間以内で完了する職場環境の復旧作業が該当する）として技能実習の安全衛生業務に該当し得るものとして認められます。</u> <u>なお、技能実習を行うに当たっての環境の復旧に、おおむね2週間以上の期間を要する場合については、地方出入国在留管理局から、技能実習生に対する資格外活動許可を得た上で行う必要がありますので、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に御相談ください。</u>	
---	--

【通し番号】 9

【改正箇所】 第4章第2節第3 (3) 技能実習生の基準に関するもの

改正	現行
○ 規則第10 条第2 項第3 号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」又は「第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること」については、本国に1 か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。（中略） なお、一時帰国期間の計算においては、<u>出国する初日（本邦の出入国港において出国の確認を受けた日）</u>は算入されません<u>ので留意願います</u>（例えば、<u>本邦の出入国港において1月1日に出国確認を受けた場合は、</u>同年2月1日以降に上陸許可を受ける必要があります。）。	○ 規則第10 条第2 項第3 号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」又は「第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること」については、本国に1 か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。（中略） なお、一時帰国期間の計算においては、初日は算入されません（例えば、<u>1月1日に出国確認を受けた場合には、</u>同年2月1日以降に上陸許可を受ける必要があります。）。

【通し番号】 10

【改正箇所】 第4章第2節第3（7）講習の基準に関するもの

改正	現行
○各科目における留意点は次に記載すると おります。 ①（略） ② 本邦での生活一般に関する知識 技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守ることがあり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行等の金融機関・郵便局の利用方法、<u>預貯金口座の取扱い</u>、自然災害への備えなどの対処方法、感染症の予防等など様々なものがあります。技能実習生が日常生活に困らないよう、居住する地域のルールや情報収集の仕方などをはじめ、丁寧に説明することが重要です。 また、本邦での生活に当たって、マイナンバーカードを取得していると、本人確認書類として利用することができるほか、医療機関等の受診の際には、健康保険証として利用することができるなどの利便性があるので、取得のメリットや取得方法を技能実習生にわかりやすく説明してください。 <u>なお、講習を実施するに当たっては、出入国在留管理庁のHPでは、日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるように必要な情報を取りまとめた「生活・就労ガイドブック」や生活オリエンテーション動画を各国言語で掲載していますので御活用ください。</u> https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html ③（略） ④（略）<u>その際は</u>、職種・作業における特有の課題を説明することが重要で<u>すので</u>、	○各科目における留意点は次に記載すると おります。 ①（略） ② 本邦での生活一般に関する知識 技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守ることがあり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行・郵便局の利用方法、自然災害への備えなどの対処方法、感染症の予防等など様々なものがあります。技能実習生が日常生活に困らないよう、居住する地域のルールや情報収集の仕方などをはじめ、丁寧に説明することが重要です。 また、本邦での生活に当たって、マイナンバーカードを取得していると、本人確認書類として利用することができるほか、医療機関等の受診の際には、健康保険証として利用することができるなどの利便性があるので、取得のメリットや取得方法を技能実習生にわかりやすく説明してください。 ③（略） ④（略）職種・作業における特有の課題を説明することが重要で<u>あることから</u>、例

例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、<u>農業・林業関係職種</u>の場合には<u>農・林業用機械</u>や農薬の安全な取扱いを、<u>建設関係職種</u>の場合には墜落・転落災害の防止や石綿暴露防止等の<u>安全衛生</u>対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。 <u>説明に当たっては、厚生労働省 HP「外国人労働者の安全衛生対策」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html) に掲載された資料や、機構 HP(https://www.otit.go.jp/anzen/)掲載の安全衛生対策マニュアルなどを活用してください。</u> (略) 【留意事項】 (略) ○団体監理型技能実習における入国後講習と雇用契約の発効 (略) ・ 技能実習生が危険又は有害な業務に従事することが予定されている場合に、法令で義務付けられている技能講習、特別教育等を受講する必要がある場合がありますが、これについては、特に必要と認められる場合を除き、入国後講習終了後に各実習実施者における技能等修得活動中に受講させるものであることが望ましいものです。 (略) なお、入国後講習期間中に受講させる場合であっても、<u>実技を伴わないことを前提に、</u>	例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、<u>農業職種</u>の場合には<u>農業機械</u>や農薬の安全な取扱いを、<u>建設職種</u>の場合には墜落・転落災害の防止<u>対策</u>や石綿暴露防止等の<u>労働衛生</u>対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。 <u>一部の職種については、機構のHPに掲載する安全衛生対策マニュアルの活用なども想定されます(https://www.otit.go.jp/anzen/)。</u> (略) 【留意事項】 (略) ○団体監理型技能実習における入国後講習と雇用契約の発効 (略) ・ 技能実習生が危険又は有害な業務に従事することが予定されている場合に、法令で義務付けられている技能講習、特別教育等を受講する必要がある場合がありますが、これについては、特に必要と認められる場合を除き、入国後講習終了後に各実習実施者における技能等修得活動中に受講させるものであることが望ましいものです。 (略) なお、入国後講習期間中に受講させる場合であっても、①当該講習等が実習実施者に
--	---

①当該講習等が実習実施者による指揮命令を受けるものでないこと、②監理団体の責任の下で行われること、③実習実施者の施設で行われるものでないこと、④事故等により負傷等した場合の補償措置が講じられていること、⑤技能実習計画の認定申請時に技能講習等の実施時期、場所等が記載され、入国後講習として行うことが明らかになっていること等が必要です。	よる指揮命令を受けるものでないこと、②監理団体の責任の下で行われること、③実習実施者の施設で行われるものでないこと、④事故等により負傷等した場合の補償措置が講じられていること、⑤技能実習計画の認定申請時に技能講習等の実施時期、場所等が記載され、入国後講習として行うことが明らかになっていること等が必要です。
---	--

【通し番号】 11

【改正箇所】 第4章第2節第7（2）技能実習指導員の選任に関するもの

改正	現行
【留意事項】 （略） ○ 技能実習指導員の現場への常駐 技能実習指導員は、技能実習生を直接指導する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。 <u>なお、複数の技能実習を行わせる事業所を有する実習実施者においては、当該複数の事業所で同一の技能実習指導員を選任することはできませんが、後述する複数人の技能実習指導員の選任等による適切な指導体制を前提として、当該技能実習指導員がリモートワーク等により他の事業所における技能実習の指導に従事することは妨げられません。</u>	【留意事項】 （略） ○ 技能実習指導員の現場への常駐 技能実習指導員は、技能実習生を直接指導する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。

【通し番号】 12

【改正箇所】 第4章第2節第7（3）生活指導員の選任に関するもの

改正	現行
【留意事項】 ○ 生活指導員の役割 （中略） ○ 生活指導員の現場への常駐 生活指導員は、技能実習生を生活面から直接指導等する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。 <u>なお、複数の技能実習を行わせる事業所を有する実習実施者においては、当該複数の事業所で同一の生活指導員を選任することはできませんが、複数人の生活指導員の選任等による適切な指導体制を前提として、当該生活指導員がリモートワーク等により他の事業所における生活面の指導に従事することは妨げられません。</u> ○ 生活指導員に対する講習の受講 （中略） ○ 生活指導員の常勤性が確認できる書類について （中略） （削除）	【留意事項】 ○ 生活指導員の役割 （中略） ○ 生活指導員の現場への常駐 生活指導員は、技能実習生を生活面から直接指導等する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。 ○ 生活指導員に対する講習の受講 （中略） ○ 生活指導員の常勤性が確認できる書類について （中略） <u>○ 技能実習責任者に対する講習を修了したことを証明する書類について</u> <u>技能実習法施行規則第13条に定める「過去3年間以内」については、認定時を起算日として基準を満たす必要があります。</u> <u>また、認定時のみならず、認定後も継続して基準に適合する必要があることから、認定後において技能実習責任者講習受講から3年以上経過する場合は、再度の受講が必要です。</u>

【通し番号】 13

【改正箇所】 第4章第2節第7（7） 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの

改正	現行
○ 団体監理型技能実習においては、監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、 <u>規則第25条で定める要件</u> を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。	○ 団体監理型技能実習においては、監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、 <u>一定の基準</u> を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。

【通し番号】 14

【改正箇所】 第4章第2節第7（10）監理団体の改善命令に関するもの

改正	現行
○ 団体監理型技能実習の場合に、監理団体が改善命令を受けたことがある場合については、その改善命令を受けた点について当該監理団体が改善に必要な措置を<u>行った上、改善命令を行った主務大臣から改善の確認を受けて</u>いる必要があります。	○ 団体監理型技能実習の場合に、監理団体が改善命令を受けたことがある場合については、その改善命令を受けた点について当該監理団体が改善に必要な措置を<u>とっている</u>必要があります。

【通し番号】 15

【改正箇所】 第4章第2節第10（2） 宿泊施設の確保に関するもの

改正	現行
○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。（中略） ①～③（略） ④ 寝室については、床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓、<u>その他の社会通念上生活に必要な採暖・冷房設備等</u>を設ける措置を講じていること	○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。（中略） ①～③（略） ④ 寝室については、床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び<u>採暖の設備</u>を設ける措置を講じていること

【通し番号】 16

【改正箇所】 第4章第2節第11 優良な実習実施者に関するもの

			現行		
○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。			○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。		
	項目	配点		項目	配点
(略)			(略)		
⑥地域社会との共生	【最大 10 点】		⑥地域社会との共生	【最大 10 点】	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有 : 4点		I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有 : 4点
	<u>II Iにおいて、認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していること</u>	<u>・有 : 3点</u>		(新設)	
	III 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有 : 3点		II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有 : 3点
	IV 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有 : 3点		III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有 : 3点
(1) 技能等の修得等に係る実績に関するもの (略)			(1) 技能等の修得等に係る実績に関するもの (略)		

○「技能検定等の実施への協力」については、例えば、以下のものが該当します（いずれも申請時を起点として遡った１年間に於ける実績を求めるものです。）。 ① 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）を社員等（退職したOB・OG も含む。）の中から輩出している場合 ② 技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合 ③ 技能検定等の実技試験の実施に必要とされる会場・機材・設備等の貸与等を行い、技能検定等の実施（<u>実習実施者に所属する技能実習生にのみ貸与等している場合は含まない。</u>）へ協力している場合 （２）～（５）（略） （６）地域社会との共生に関するもの ○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定すること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の教育の支援を行っているとはいえません。 <u>① 技能実習生が認定日本語教育機関へ通学等する際の金銭的支援をすること</u> <u>② 登録日本語教員を招いて技能実習生の日本語教育を実施すること</u> <u>③ 実習実施者自身が教材を用意し日本語講習を実施すること</u> <u>④ 外部講師を招いて日本語教育を実施すること</u>	○「技能検定等の実施への協力」については、例えば、以下のものが該当します（いずれも申請時を起点として遡った１年間に於ける実績を求めるものです。）。 ① 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）を社員等（退職したOB・OG も含む。）の中から輩出している場合 ② 技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合 ③ 技能検定等の実技試験の実施に必要とされる会場・機材・設備等の貸与等を行い、技能検定等の実施（<u>自社以外の技能実習生の受検も含む。</u>）へ協力している場合 （２）～（５）（略） （６）地域社会との共生に関するもの ○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定すること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の教育の支援を行っているとはいえません。 （新設） <u>① 実習実施者自身が教材を用意し日本語講習を実施すること</u> <u>② 外部講師を招いて日本語教育を実施すること</u>
---	---

⑤ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること <u>また、技能実習生への日本語の学習の支援に当たっては、日本語教育を適正かつ確実に実施する観点から、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により認定された認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していることがより望ましいことから、上記①又は②の方法により技能実習生に日本語の学習の支援を行っている場合は、その他の方法で日本語の学習の支援を行っている場合に上乗せして加点することとしています。</u>	③ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること
---	---------------------------------

【通し番号】 17

【改正箇所】 第4章第2節第12（1）原則的な形態に関するもの

改正	現行
【留意事項】 （略） ① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 ② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。 なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、原則として、法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人に使用される者（例：取締役部長）については、役員が職員も兼ねるものとして、上記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員に含めて差し支えありません。 <u>派遣労働者については、実習実施者との間に雇用契約を持たないため、当該労働者を派遣先の実習実施者における「常勤の職員」とすることはできません。</u>	【留意事項】 （略） ① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 ② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。 なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、原則として、法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人に使用される者（例：取締役部長）については、役員が職員も兼ねるものとして、上記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員に含めて差し支えありません。

【通し番号】 18

【改正箇所】 第4章第3節第1 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

改正	現行
【留意事項】 ○ 住民票の写しについて マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。 外国人（特別永住者を除く。）の場合は、国籍（国又は地域）、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。 <u>○社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。</u>	【留意事項】 ○ 住民票の写しについて マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。 外国人（特別永住者を除く。）の場合は、国籍（国又は地域）、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。 （新設）

【通し番号】 19

【改正箇所】 第 4 章第 4 節 技能実習計画の変更（技能実習法第 1 1 条）

改正						
		計画記載事項	変更 認定	届出	添付書類	特記事項
(略) 1 5 6	略	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	1	実 習 期 間	<u>×</u>	<u>○</u>	・ 実習実施予定表（省令様式第 1 号第 4 ～ 6 面）の変更箇所 <u>※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。</u>	・ 実習の開始時期を当初の予定から 3 か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。
			<u>○</u>	<u>×</u>	<u>同上</u>	・ 実習の延べ期間を当初の予定から延長する場合には変更認定が必要。 ・ 実習の延べ期間を当初の予定から短縮する場合には届出の対象とはしないが、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。

			<u>【中断後の再開による実習期間の変更】</u>	○	×	<u>上記に加えて次の資料を添付</u> ・ <u>申請者の概要書（参考様式第1-1号）</u> ・ 中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由） ※ 再開に際して、技能実習を行わせる事業所や技能実習生の待遇等の計画記載事項について届出の対象となる変更を同時に行う場合には、技能実習変更認定申請の際に、それぞれの計画記載事項に対応する添付書類の提出書類も併せて提出が必要。	・ 実習開始後、やむを得ない事由により、一時的に実習を中断し、当該事由の解消後に実習を再開し、計画の終期が変更となる場合は、変更認定が必要（変更認定に先立ち、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。）。 ※再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。
--	--	--	----------------------------------	---	---	--	--

	2	実習時間数	<u>【50%以上の年間時間数の変更】</u> <u>（上記年間時間数の変更に関時間外労働等を含む場合）</u>	○	×	・（略） ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 上記に加えて次の資料を添付 ・所轄労働基準監督署に届け出た労働基準法第36条に基づく労使協定（以下「36協定」という。）の写し ・やむを得ない業務上の事情等を説明する資料	・年間の合計時間数を予定の50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・時間外労働又は休日労働（以下「時間外労働等」という。）は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。 ※36 協定で定める月及び年の時間外労働等の時間（特別条項適用時）の上限を超える時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。 ※<u>なお、時間外労働等は、技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。</u>
--	---	-------	---	---	---	--	--

			<u>【25%以上 50%未満の年間時間数の変更】</u> <u>（上記年間時間数の変更に関時間外労働等を含む場合）</u>	×	○	<u>・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所</u> <u>※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。</u> <u>上記時間外労働等の年間時間数変更に係る資料に同じ</u>	・年間の合計時間数を予定の25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。
			<u>【入国後講習の合計時間数の変更】</u>	×	○	<u>添付書類については、</u> <u>※企業単独型は、後記10「入国後講習実施予定表（企業単独型）」の5「講習時間数」に同じ</u> <u>※団体監理型は、後記11「入国後講習実施予定（団体監理型）」の6「講習時間数」に同じ</u>	・講習の合計時間数を変更する場合は届出が必要。
8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

9	1 (略) 4	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	5	労働時間及び休暇	<u>【深夜時間帯に含むものに変更する場合】</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	・(略) ・(略)	<u>深夜労働は原則として想定されていないが、技能等の修得等の観点から合理的な理由がある場合に限り、変更認定を受ける事が可能。</u> <u>※なお、深夜時間帯労働を含んでいれば、新たに発生する場合だけでなく、現に深夜時間帯の勤務を含んで認定を受けている時間に変更がある場合（短縮・延長、既存の時間帯以外の深夜時間帯の追加を含む）であっても、変更認定が必要です。</u>
			<u>【深夜時間帯に含まないものに変更する場合】</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	・(略)	
	6 (略) 10	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	(略)	<u>(略)</u>
(略) 10 11	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略) 12	1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

	2	実習期間	<u>【延べ期間の延長】</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	・（略） <u>※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない（以下同じ）</u>	<u>（削除）</u> ・ <u>実習の延べ期間を当初の予定から延長する場合には変更認定が必要。</u> ・ <u>実習の延べ期間を当初の予定から短縮する場合には届出の対象とはしないが、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。</u>
			<u>【開始時期の変更】</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>同上</u>	・ 実習の開始時期を当初の予定から3か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。
	3 ～ 4 （略）		<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>

5	<u>月 時 間数</u>	<u>月ごとの 時間外労 働時間等 の合計時 間数の変 更</u>	<u>【 80 時間を 超えて 延長し ようと する場 合】</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	・（略） <u>※新規認定申 請時に提出し た実習実施予 定表の写しに 赤字で訂正し たものを添付 書類として届 け出すことで も差し支えな い。</u> ・ 36 協定の写 し ・ やむを得な い業務上の事 情等を説明す る資料	・ 時間外労働等は原則とし て想定されていないが、技能 等を修得するためのやむを 得ない業務上の事情等によ り行う場合には、これらにつ いて変更認定を受ける又は 届出をすることが必要。 ※36 協定で定める月及び年 の時間外労働等の時間（特 別条項適用時）の上限を超 える時間外労働等を行わ せようとする技能実習計 画は認定できません。 ※技能等の修得等の観点か ら必要最小限の時間でな ければなりません。 ※「月」の始期が、技能実習 計画と 36 協定で異なる場 合は、36 協定における始 期としてください。 （例：36 協定では毎月 1 日を始期としており、4 月 15 日から技能実習を開始 した場合、5 月 1 日からの 1 か月で 45 時間を超える 場合には、<u>後記のとおり</u>届 出が必要。）
			<u>【 45 時間を 超えて 延長し ようと する場 合】</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>同上</u> ※ 1 年単位の変形労働時間 制を導入している場合は、 月 42 時間を超えて延長す る場合に届出が必要です。	

				<u>【 80 時間以上短縮する場合】</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	・（略） <u>※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。</u>	・月ごとの合計時間数を 80 時間以上短縮する場合には届出が必要。
			<u>業務ごとの合計時間数の変更</u>	<u>【50% 以上変更する場合】</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	<u>同上</u>	・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 50% 以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 <u>・なお、法第 9 条第 2 号（規則第 10 条第 2 項第 2 号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。</u>
				<u>【25% 以上 50% 未満変更する場合】</u>	<u>×</u>	<u>○</u>	<u>同上</u>	・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 25% 以上 50% 未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 ・なお、法第 9 条第 2 号（規則第 10 条第 2 項第 2 号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。

			<u>年間合計 時間数の 変更</u>	<u>【50% 以上変 更】</u>	<u>○</u>	<u>×</u>	<u>添付資料につ いては、前記 7「技能実習 の期間及び時 間数」の2 「実習時間 数」に同じ</u>	・ 年間の合計時間数を予定 の 50%以上に相当する時間 数を変更する場合には変更 認定が必要。
				<u>【25% 以 上 50%未 満 変 更】</u>	<u>×</u>	<u>○</u>		・ 年間の合計時間数を予定 の 25%以上 50%未満に相当 する時間数を変更する場合 には届出が必要。
			6 ～ 8	(略)			(略)	(略)

現行

		計画記載事項	変更 認定	届出	添付書類	特記事項
(略) 1 ～ 6	略	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7 (略)	1	実習期間	○	○	・ 実習実施予 定表（省令様 式第1号第4 ～6面）の変 更箇所 （中断後の再 開の場合） ・ <u>申請者の概 要書（参考様 式第1-1 号）</u> ・ 中断した理 由及び再開す るに至った経 緯等を記載し	<u>【実習の開始時期の変更】</u> ・ 実習の開始時期を当初の 予定から3か月以上早め、又 は、遅らせる場合には届出が 必要。 <u>【実習の延べ期間の変更】</u> ・ 実習の延べ期間を当初の 予定から延長する場合には 変更認定が必要。 ・ 実習の延べ期間を当初の 予定から短縮する場合には 届出の対象とはしないが、別 途技能実習実施困難時届出 書の提出が必要。

					た理由書（様式自由） ※ 再開に際して、技能実習を行わせる事業所や技能実習生の待遇等の計画記載事項について届出の対象となる変更を同時に行う場合には、技能実習変更認定申請の際に、それぞれの計画記載事項に対応する添付書類の提出書類も併せて提出が必要。	<u>【中断後の再開による実習期間の変更】</u> ・実習開始後、やむを得ない事由により、一時的に実習を中断し、当該事由の解消後に実習を再開し、計画の終期が変更となる場合は、変更認定が必要（変更認定に先立ち、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。）。 ※再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。
	2	実習時間数	○	○	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ・所轄労働基準監督署に届け出た労働基準法第36条に基づく労使協定（以下「36協定」という。）の写し ・やむを得ない業務上の事情等を説明する資料	・<u>新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。</u> ・時間外労働又は休日労働（以下「時間外労働等」という。）は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。 ※36協定で定める月及び年の時間外労働等の時間（特別条項適用時）の上限を超える

						時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。 ※技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。 <u>【年間の合計時間数の変更】</u> ・年間の合計時間数を予定の50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・年間の合計時間数を予定の25%以上50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 <u>【合計時間数の変更】</u> ・講習の合計時間数を変更する場合は届出が必要。
(略) 8	1～8 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9 (略)	1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	労働時間及び休暇	○	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し ・技能等の修得等の観点から深夜労働することが必要となる理由を説明する資料 (深夜労働を含む労働時間への変更があった場合の	<u>【労働時間に深夜時間帯を含まないものに変更する場合】</u> 届出が必要 <u>【労働時間に深夜時間帯を含むものに変更する場合】</u> 変更認定が必要。 なお、深夜労働は原則として想定されていないが、技能等の修得等の観点から合理的な理由がある場合に限り、変更認定を受ける事が可能。

					み)	
	6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) 1 0 5 1 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 2 (略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2	実習期間	○	○	・ 実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所	・ 新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 <u>【実習の開始時期の変更】</u> ・ 実習の開始時期を当初の予定から3か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。 <u>【実習の延べ期間の変更】</u> ・ 実習の延べ期間を当初の予定から延長する場合には変更認定が必要。 ・ 実習の延べ期間を当初の予定から短縮する場合には届出の対象とはしないが、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。
	3～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	月・時間数	○	○	・ 実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変	<u>・ 新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ること</u>

				更箇所 ・ 36 協定の写し ・ やむを得ない業務上の事情等を説明する資料	も差し支えない。 ・ 時間外労働等は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。 ※36 協定で定める月及び年の時間外労働等の時間（特別条項適用時）の上限を超える時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。 ※技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。 <u>【月ごとの時間数の変更】</u> ・ <u>月ごとの時間外労働等の合計時間を、80時間を超えて延長しようとする場合には変更認定が必要。</u> ・ <u>月ごとの時間外労働を、45時間を超えて延長する場合には届出が必要。</u> ※「月」の始期が、技能実習計画と 36 協定で異なる場合は、36 協定における始期としてください。 （例：36 協定では毎月 1 日を始期としており、4 月 15 日から技能実習を開始した場合、5 月 1 日からの 1 か月で 45 時間を超える場合には届出が必要。） ※ 1 年単位の変形労働時間制を導入している場合は、
--	--	--	--	---	---

						月 42 時間を超えて延長する場合に届出が必要です。 <u>・ 月ごとの合計時間数を 80 時間以上短縮する場合には届出が必要。</u> <u>【業務ごとの時間数の変更】</u> ・ 必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、<u>合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。</u> ・ 必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、<u>合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。</u> ・ なお、法第 9 条第 2 号（規則第 10 条第 2 項第 2 号）の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。 <u>【年間の合計時間数の変更】</u> ・ <u>年間の合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。</u> ・ <u>年間の合計時間数を予定の 25%以上 50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。</u>
	6 ～ 8 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【通し番号】 20

【改正箇所】 第4章第6節 報告徴収等

改正	現行
【留意事項】 (略) ○ また、技能実習計画の認定に関する業務は、機構に行わせることとされているため、機構においても、実習実施者等や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、関係者（入国後講習を受託している機関の職員など）に対し質問すること及び実習実施者等又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています。<u>(機構が必要と認める場合には、電子メールやオンライン会議システム等を活用する場合があります。)</u>	【留意事項】 (略) ○ また、技能実習計画の認定に関する業務は、機構に行わせることとされているため、機構においても、実習実施者等や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、関係者（入国後講習を受託している機関の職員など）に対し質問すること及び実習実施者等又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています。

【通し番号】 21

【改正箇所】 第4章第7節 改善命令等

改正	現行
○ この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、実習実施者として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。実習実施者は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。 <u>なお、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から改善の確認を受けるまでの間は、新たな技能実習計画の認定を受けることはできません。</u>	○ この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、実習実施者として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。実習実施者は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。

【通し番号】 22

【改正箇所】 第 4 章第 10 節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第 19 条）

改正	現行
○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は、<u>出入国在留管理庁 HP「技能実習生の妊娠・出産について」</u> (https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10_00033.html) <u>掲載の</u>技能実習生向けリーフレット等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。 ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等 ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等 ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等 ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休業等の説明等 (略) ○ 省令様式 9 号に記載する内容が、同様式の記の「2 の① 認定番号」欄、「2 の②	○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット (https://www.otit.go.jp/info_kanri/) 等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。 ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等 ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等 ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等 ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休業等の説明等 (略) ○ 省令様式 9 号に記載する内容が、同様式の記の「2 の① 認定番号」欄、「2 の②

認定年月日」欄及び「3 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出することも可能です。 <u>○ 技能実習生の行方不明を事由として技能実習実施困難時届出書を提出する場合は、同届出書の提出に加え、行方不明となった技能実習生に関する「行方不明が判明した際の状況説明書」(参考様式第1-46 号) 並びに直近3 か月分の実習内容及び報酬支払状況が確認できる資料の写しも併せて提出をお願いします。</u> ○ 技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合は、認定計画に従って技能実習を行わせていないものとして、技能実習計画の認定の取消し対象となります。	認定年月日」欄及び「3 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出することも可能です。 (新設) ○ 技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合は、認定計画に従って技能実習を行わせていないものとして、技能実習計画の認定の取消し対象となります。
--	--

【通し番号】 23

【改正箇所】 第4章第13節第3 法人の合併等をする場合の手続等

改正	現行
○法人の合併等の際し、消滅する法人（以下「消滅法人」という。）が実習認定を受けた技能実習計画に基づき技能実習を行わせており、当該消滅法人の事業所において、合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）又は合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）が引き続き技能実習を行わせようとする場合等には、以下のとおり取り扱うこととします。 ①吸収合併の場合の取扱い A 新規に技能実習計画の認定申請を要する場合 合併前に存続法人が技能実習計画の認定を受けておらず、かつ、消滅法人が認定を受けている場合であって、合併後に存続法人が技能実習を行わせようとするときは、新規技能実習計画の認定申請が必要となります。この場合、実習認定を受けた技能実習計画に基づいた技能実習を行わせる期間に空白が生じることを避けるため、技能実習計画の認定申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、<u>合併の日と同日に実習を開始すること</u>が可能となるよう、存続法人において事前に技能実習計画の認定申請を行うこととなります。	○法人の合併等の際し、消滅する法人（以下「消滅法人」という。）が実習認定を受けた技能実習計画に基づき技能実習を行わせており、当該消滅法人の事業所において、合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）又は合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）が引き続き技能実習を行わせようとする場合等には、以下のとおり取り扱うこととします。 ①吸収合併の場合の取扱い A 新規に技能実習計画の認定申請を要する場合 合併前に存続法人が技能実習計画の認定を受けておらず、かつ、消滅法人が認定を受けている場合であって、合併後に存続法人が技能実習を行わせようとするときは、新規技能実習計画の認定申請が必要となります。この場合、実習認定を受けた技能実習計画に基づいた技能実習を行わせる期間に空白が生じることを避けるため、技能実習計画の認定申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、<u>合併と同日付けで実習認定を受けること</u>が可能となるよう、存続法人において事前に技能実習計画の認定申請を行うこととなります。

【通し番号】 24

【改正箇所】 第5章第2節第2（1） 監査に関するもの

改正	現行
【留意事項】 （略） ○ 事業所の設備・帳簿書類の確認について ・ 事業所の設備・帳簿書類の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。 （略） ・ <u>帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、当該帳簿書類を定期監査・臨時監査に先立って電子的に提出させ確認する等して監査の効率化を図ることは差し支えありません。（ただし、実地での確認においても、当該帳簿書類が事業所に適切に備え付けられているか、事前に提出された資料が実態を踏まえたものとなっているか等について確認を行うことが必要です。）</u>	【留意事項】 （略） ○ 事業所の設備・帳簿書類の確認について ・ 事業所の設備・帳簿書類の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。 （略） （新設）

【通し番号】 25

【改正箇所】 第5章第2節第2（3）訪問指導に関するもの

改正	現行
○（略） ※ 「1月に1回以上の頻度」とは、入国後講習修了後に、実習実施者における技能実習を開始した日が属する月を起算月として、各月のいずれかの日に少なくとも1回の訪問指導を実施するということです。 例えば、実習実施者における技能実習開始日が4月16日である場合は、4月30日までに訪問指導を実施する必要がある、次回は、5月1日から5月<u>31</u>日までの期間に、訪問指導を実施することになります。 （略） 【留意事項】 ○ 訪問指導を担当する者について（略） ・ また、実習監理を行う実習実施者の数や所在地などの関係から、技能実習計画の作成指導者のみで全ての訪問指導に対応することが困難な場合には、他の役職員がその技能実習計画作成指導者から事前に必要な説明を受け<u>る、又はデジタル技術を活用して技能実習計画作成指導者が助言を行う環境を整え</u>るなどした上で、訪問指導を実施することが望ましいと考えられます。<u>訪問指導に先立って実習実施者から技能実習日誌を電子的に提出させ技能実習計画作成指導者が確認すること等により、訪問指導の効率化を図ることは差し支えありません。</u>	○（略） ※ 「1月に1回以上の頻度」とは、入国後講習修了後に、実習実施者における技能実習を開始した日が属する月を起算月として、各月のいずれかの日に少なくとも1回の訪問指導を実施するということです。 例えば、実習実施者における技能実習開始日が4月16日である場合は、4月30日までに訪問指導を実施する必要がある、次回は、5月1日から5月<u>30</u>日までの期間に、訪問指導を実施することになります。 （略） 【留意事項】 ○ 訪問指導を担当する者について（略） ・ また、実習監理を行う実習実施者の数や所在地などの関係から、技能実習計画の作成指導者のみで全ての訪問指導に対応することが困難な場合には、他の役職員がその技能実習計画作成指導者から事前に必要な説明を受けるなどした上で、訪問指導を実施することが望ましいと考えられます。

【通し番号】 26

【改正箇所】 第 5 章第 2 節第 2 （ 6 ） 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの

改正	現行
○ 監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、 <u>規則第 2 5 条で定める要件</u> を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。	○ 監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、 <u>一定の基準</u> を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。

【通し番号】 27

【改正箇所】 第5章第2節第2（8）技能実習計画の作成指導に関するもの

改正	現行
【留意事項】 （略） ○ 技能実習計画作成指導者の人数等について （略） <u>○ 宿泊施設の实地確認について</u> ・ <u>実習実施者が技能実習生の宿泊施設を確保する場合には特に、第4章第2節第10（2）に記載している宿泊施設の基準を満たしていることを監理団体が十分に確認する必要があります。なお、实地確認は必ず実施する必要がありますが、デジタル技術の活用により宿泊施設の様子を事前に確認することで实地確認の効率化を図ることは差し支えありません。</u>	【留意事項】 （略） ○ 技能実習計画作成指導者の人数等について （略） （新設）

改正	現行
○ 監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、<u>原則としてインターネットにより公表</u>しなければならず、<u>当該規程に従って監理事業を行わなければならない</u>（注）。なお、<u>インターネット上の規程の掲載場所は、監理団体が自ら開設するHPに限らず、不特定多数の者が閲覧可能なSNSサイト（当該SNSを利用していない者も含め閲覧可能な状態となっているもの）でも差し支えありませんが、この場合は、業務運営規程の公表場所を明確にする必要があることに留意してください。</u> （注） 第4回デジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月）により、法令に基づき公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている規制についてデジタルによる掲示を基本とするよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、本規程についても、技能実習生を受け入れる予定の事業者等の関係者が、監理事業所に赴くことなしに、確認することができるよう、インターネットを利用して公表することを原則としています。 ○ ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には、事業所内へ掲示する<u>必要があります</u>。相当の理由としては、例えば以下のようなものが考えられます。 ・ 人員体制や保有する設備等から<u>HP</u>を開設することができない程度に監理団体	○ 監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、<u>監理団体の事業所内の、一般の人からも見える場所に掲示</u>しなければならず、<u>この規程に従って監理事業を行わなければならない</u>。 ○ なお、<u>令和5年6月以降、当該規程については、インターネットにより公表しなければなりません（注）。</u> （注） 第4回デジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月）により、法令に基づき公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている規制についてデジタルによる掲示を基本とするよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、本規程についても、技能実習生を受け入れる予定の事業者等の関係者が、監理事業所に赴くことなしに、確認することができるよう、インターネットを利用して公表することを原則としています。 ○ ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には、<u>引き続き、事業所内へ掲示することとしても差し支え有りません</u>。相当の理由としては、例えば以下のようなものが考えられます。 ・ 人員体制や保有する設備等から<u>ホームページ</u>を開設することができない程度に

の事業規模が著しく小さいこと。当該<u>監理団体</u>で<u>HP</u>を整備していない<u>場合</u>で、整備のための準備を進めているが整備するのに一定の時間を要するなど具体的な事情を説明できること。	監理団体の事業規模が著しく小さいこと。 ・ <u>その他</u>、当該<u>法人</u>で<u>ホームページ</u>を整備していない<u>ものの</u>、整備のための準備を進めているが整備するのに一定の時間を要するなど具体的な事情を説明できること。
---	--

【通し番号】 29

【改正箇所】 第5章第2節第3 財産的基礎に関するもの

改正	現行
【留意事項】 ○貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しについて (略) ○ 法人税の確定申告書の写し、納税証明書の写しについて 法人税の確定申告書の写しについては、<u>国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した場合は、e-Tax からの受信完了メール（タイトルが「受信通知」となっているもの）を添付してください。書面で提出した場合は、令和7年1月より、税務署において法人税の確定申告書の写しに収受日付印の押なつを行わないことになったことから、収受日付印が押なつされていないものを提出することで差し支えありません。</u>納税証明書の写しについては、国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同法施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の事業年度における所得金額に関するものであることが求められます。 なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。	【留意事項】 ○貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しについて (略) ○ 法人税の確定申告書の写し、納税証明書の写しについて 法人税の確定申告書の写しについては、<u>納税地の所轄税務署長に法人税の確定申告書が提出され、納税地の所轄税務署長の受付印のあるもの（電子申請の場合は、（納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの）であることが求められます。</u> 納税証明書の写しについては、国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同法施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の事業年度における所得金額に関するものであることが求められます。 なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。

【通し番号】 30

【改正箇所】 第5章第2節第5 外部役員及び外部監査に関するもの

改正	現行
＜外部役員を置く方法＞ ○ 指定外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部から担当する役員であり、監理団体の外部役員の中から指定を受けた者です。過去3年以内に外部役員に対する講習（主務大臣が告示した養成講習機関が実施する<u>監理責任者等講習、第8章第3節第1参照。</u>）を修了した者でなくてはなりません。 （略） ＜外部監査の措置を講じる方法＞ ○ 外部監査人は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施する者として、監理団体から選任を受けた者であり、法人・個人のいずれでも外部監査人になることが可能です。過去3年以内に外部監査人に対する講習（主務大臣が告示した養成講習機関が実施する<u>監理責任者等講習、第8章第3節第1参照。</u>）を修了した者でなくてはなりません。 （略） 【確認対象の書類】 （略） ＜外部監査の措置を講ずる場合＞ ・ 外部監査人の概要書（参考様式 2-6 号） <u>※法人の場合、「④監査実施責任者の氏名」欄に外部監査人に対する講習を受講した者の氏名を記載します。</u> ・ 外部監査人の就任承諾書及び誓約書（参	＜外部役員を置く方法＞ ○ 指定外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部から担当する役員であり、監理団体の外部役員の中から指定を受けた者です。過去3年以内に外部役員に対する講習（<u>第8章の</u>主務大臣が告示した養成講習機関が実施する<u>講習</u>）を修了した者でなくてはなりません。 （略） ＜外部監査の措置を講じる方法＞ ○ 外部監査人は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施する者として、監理団体から選任を受けた者であり、法人・個人のいずれでも外部監査人になることが可能です。過去3年以内に外部監査人に対する講習（<u>第8章の</u>主務大臣が告示した養成講習機関が実施する<u>講習</u>）を修了した者でなくてはなりません。 （略） 【確認対象の書類】 （略） ＜外部監査の措置を講ずる場合＞ ・ 外部監査人の概要書（参考様式 2-6 号） ・ 外部監査人の就任承諾書及び誓約書（参考様式 2-7 号）

考様式 2-7 号) (略) 【留意事項】 (略) ○ 外部役員・外部監査人の兼務について (略) <u>○ 外部役員による確認又は外部監査の方法及びその結果を記載した書類について</u> ・ <u>外部役員又は外部監査人が行う事業所ごとの業務の遂行状況の確認のうち帳簿書類の確認については、当該帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、実地で行う業務の遂行状況の確認に先立って電子的に提出させ確認する等して確認の効率化を図ることは差し支えありません。(ただし、当該帳簿書類が事業所に適切に備え付けられているか、事前に提出された資料が実態を踏まえたものとなっているか等については実地を確認を行う必要があります。)</u> ・ <u>外部役員による確認又は外部監査の結果を記載した書類は、法第 41 条に規定する帳簿書類として事業所に備えて置く必要があります。なお、当該帳簿書類は書面に代えて電磁的記録により作成・保存することが可能であり、外部監査人から申請者（監理団体）への書類の提出も電子的に行って差し支えありません。</u>	(略) 【留意事項】 (略) ○ 外部役員・外部監査人の兼務について (略) (新設)
---	--

【通し番号】 31

【改正箇所】 第5章第2節第7 優良な監理団体に関するもの

改正			現行		
○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。			○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。		
	項目	配点		項目	配点
略			略		
⑤ 地域社会との共生	【最大10点】		⑤ 地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有：4点		I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有：4点
	II <u>Iにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していること</u>	・有：3点		(新設)	(新設)
	III 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点		II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点
	IV 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点		III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有：3点

(略) (1)～(4)(略) (5) 地域社会との共生に関するもの (略) ○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定させること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援しているとはいえません。 <u>① 実習実施者が受け入れた技能実習生が認定日本語教育機関へ通学等する際の金銭的支援をすること</u> <u>② 技能実習生の日本語教育を実施する実習実施者に登録日本語教員を手配すること</u> <u>③ 実習実施者が実施する日本語講習の教材を用意すること</u> <u>④ 日本語教育を実施する実習実施者へ外部講師を手配すること</u> <u>⑤ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること</u> <u>また、技能実習生への日本語の学習の支援に当たっては、日本語教育を適正かつ確実に実施する観点から、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により認定された認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していることがより望ましいことから、上記①又は②の方法により技能実習生に日本語の学習の支援を行っている場合は、その他の方法で日本語の学習の支援を行っている場合に上乗せして加点することとしています。</u>	(略) (1)～(4)(略) (5) 地域社会との共生に関するもの (略) ○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定させること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援しているとはいえません。 (新設) <u>① 実習実施者が実施する日本語講習の教材を用意すること</u> <u>② 日本語教育を実施する実習実施者へ外部講師を手配すること</u> <u>③ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること</u>
--	--

【通し番号】 32

【改正箇所】 第5章第2節第8（1） 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること

改正	現行
【確認対象の書類】 ・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号） ・ 監理事業計画書（省令様式第12号） ・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号） ・ 監理責任者の住民票の写し ・ 監理責任者の履歴書（参考様式第2-4号） ・ 監理責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号） ・ 監理責任者の常勤性が確認できる書類 ※ <u>監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料の提出をお願いします。</u> ① <u>社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類（保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出してください。）</u> ・ <u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</u> ・ <u>健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し</u> ・ <u>健康保険等の被保険者証の写し</u> ② <u>賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し</u> ※ <u>上記の社会保険の加入を証明する書類の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し</u> ・ 監理責任者に対する講習を修了したことを証明する書類	【確認対象の書類】 ・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号） ・ 監理事業計画書（省令様式第12号） ・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号） ・ 監理責任者の住民票の写し ・ 監理責任者の履歴書（参考様式第2-4号） ・ 監理責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号） ・ 監理責任者の常勤性が確認できる書類 ※ <u>健康保険等の被保険者証における保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングの上、提出をお願いします。</u> （追記） ・ 監理責任者に対する講習を修了したことを証明する書類

【通し番号】 33

【改正箇所】 第5章第2節第8（3）監理事業のための適切な体制が確保されていること

改正	現行
○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 ①～②（略） ③ 事業所の設置が適切であること（略） イ 便宜供与を受けていないこと（略） ・ 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。 <u>これらの者をやむを得ず連帯保証人にする場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。</u> ・ 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。	○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。 ①～②（略） ③ 事業所の設置が適切であること（省略） イ 便宜供与を受けていないこと（省略） ・ 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。 （新設） ・ 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。

【通し番号】 34

【改正箇所】 第5章第2節第8（4）適正な事業運営の確保に関するもの

改正	現行
○ 以上で述べたもののほか、監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者 <u>がある場合</u> （例えば、役員や監理責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるとき <u>や、監理団体の役員の中に欠格事由に該当する者がいた場合で、当該役員の交代を行わず引き続き在籍する場合</u> など）は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。	○ 以上で述べたもののほか、監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者（例えば、役員や監理責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるときなど） <u>がある場合など</u> は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。

【通し番号】 35

【改正箇所】 第5章第4節 職業安定法の特例により監理団体等が講ずべき措置

改正	現行
○ 特に監理団体が行う求人の申込みの受理については、以下の留意事項のほか、上記指針第3の1に定める「監理団体における求人の申込みの受理に関する事項」及び「職業紹介事業の業務運営要領」（以下 URL）を御参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html	○ 特に監理団体が行う求人の申込みの受理については、以下の留意事項のほか、上記指針第3の1に定める「監理団体における求人の申込みの受理に関する事項」及び「職業紹介事業の業務運営要領」（以下 URL）を御参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000547946.pdf

【通し番号】 36

【改正箇所】 第5章第8節 許可の有効期間等

改正	現行
○許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る監理事業を行おうとする者は、有効期間が満了する日の3か月前までに、監理団体許可有効期間更新申請書（省令様式第11号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。 ※ 許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合、当該許可に係る監理事業は行うことができず、実習実施者や技能実習生など関係者に与える影響も大きいため、注意が必要です。 <u>なお、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づく技能実習生の帰国旅費負担及び帰国が円滑になされるよう必要な措置（以下「帰国担保措置」という。）を講ずることが求められます。</u> ※ 有効期間更新申請時の直近の財務諸表において債務超過となっている場合は、原則として、申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合に限り更新を受けられます。 ※ 許可時に債務超過の解消が条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。 【留意事項】 <u>○ 許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体については、原則と</u>	○許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る監理事業を行おうとする者は、有効期間が満了する日の3か月前までに、監理団体許可有効期間更新申請書（省令様式第11号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。 ※ 許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合、当該許可に係る監理事業は行うことができず、実習実施者や技能実習生など関係者に与える影響も大きいため、注意が必要です。 ※ 有効期間更新申請時の直近の財務諸表において債務超過となっている場合は、原則として、申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合に限り更新を受けられます。 ※ 許可時に債務超過の解消が条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。 （新設）

<u>して、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では実習を継続することができないこととなります。</u> <u>そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう、必要な協力を行ってください。</u> <u>許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合であっても、帰国旅費負担及び帰国担保措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国旅費の全額を負担し、帰国担保措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないように、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。なお、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体と後継の監理団体が協議の上、後継の監理団体が帰国費用の負担や帰国するまでの間の帰国担保措置を行うこととしても差し支えありません。</u> <u>○ また、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体は、実習実施者等から徴収した監理費について、徴収と費用支出の時期に応じて適切に精算することが必要です。</u> <u>例えば、①渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用に</u>	
---	--

<u>ついて、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者が事前に監理団体に一定の金銭を預託していた場合、②決算等により事後的に確定する部分があり、実費の確定前に実費に相当する金額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者から事前に徴収していた場合、③監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託していた場合等が考えられます</u> <u>これら①～③のような場合には、許可の有効期間の更新をしない旨の通知を受けた時点で監理事業に要する費用を早急に確定させ、徴収した金銭から当該費用を差し引き精算することが望ましいものです。費用の確定が遅れるような場合でも、必要な精算を行うことについて、実習実施者等に対して早急に連絡することが重要です。また、許可の有効期間が満了する日までに徴収した送出管理費につき、許可の有効期間が満了する日の後に、送出機関への支払日が設定されている場合も考えられます。この場合、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体は、既に徴収した送出管理費を送出機関へ支払うことは可能です。</u> <u>なお、契約期間の途中における契約解除も想定されるため、監理団体と実習実施者の間において、契約解除に係る諸費用の精算方法について契約書に記載するなど、契約締結の段階で予め定めておくことが望まれます。</u>	
---	--

【通し番号】 37

【改正箇所】 第5章第9節第2 変更の届出に関する事項

改正					現行				
	申請書記載事項	届出の要否	添付資料	特記事項		申請書記載事項	届出の要否	添付資料	特記事項
(略)					(略)				
14	監理責任者の氏名	○	【新たに選任する場合】 ・住民票の写し ・ <u>監理責任者の常勤性が確認できる書類</u> ・ 履歴書 ・ 就任承諾書及び誓約書の写し ・ 監理責任者講習受講証明書（受講日が届出日前3年以内のもの） 【婚姻等により変更があった場合】 ・ 住民票の写し	・ 住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・ 当該監理団体の他の事業所において監理責任者として選任していた者を他の事業所に変更して選任するときは、就任承諾書及び誓約書の写しを除き、提出不要。 ・ <u>監理責任者の常勤性が確認できる書類</u>	14	監理責任者の氏名	○	【新たに選任する場合】 ・ 住民票の写し ・ <u>健康保険証等の被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングしたもの）</u> ・ 履歴書 ・ 就任承諾書及び誓約書の写し ・ 監理責任者講習受講証明書（受講日が届出日前3年以内のもの） 【婚姻等により変更があった場合】	・ 住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・ 当該監理団体の他の事業所において監理責任者として選任していた者を他の事業所に変更して選任するときは、就任承諾書及び誓約書の写しを除き、提出不要。 （新設）

			<u>として、①及び②の資料が必要。</u> <u>① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類</u> <u>（保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出する。）</u> <u>・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</u> <u>・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し</u> <u>・ 健康保険等の被保険者証の写し</u> <u>② 賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し</u> <u>上記の社会保険の加入を証明する資料の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し。</u>				・ 住民票の写し	
(略)					(略)			

改正	現行
○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は、出入国在留管理庁 HP「技能実習生の妊娠・出産について」 (https://www.moj.go.jp/is_a/applications/titp/10_00033.html) 掲載の技能実習生向けリーフレット等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。 ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等 ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等 ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等 ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休業等の説明等	○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は技能実習生向けリーフレット (https://www.otit.go.jp/info_kanri/) 等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。 ・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等 ・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等 ・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等 ・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休業等の説明等

【通し番号】 39

【改正箇所】 第5章第14節第1 許可の取消し等に関する事項

改正	現行
○ 監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。また、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります（法第26条第2号）。 なお、取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づく技能実習生の帰国旅費負担及び帰国が円滑になされるよう必要な措置（以下「帰国担保措置」という。）を講ずること<u>が求められます</u>。	○ 監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。また、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります（法第26条第2号）。 なお、取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第12条第1項第6号及び第52条第9号に基づく技能実習生の帰国旅費負担及び帰国が円滑になされるよう必要な措置（以下「帰国担保措置」という。）を講ずる<u>義務を負うこと</u>に<u>留意してください</u>。

【通し番号】 40

【改正箇所】 第5章第17節 監理責任者の設置等

改正	現行
(略) ○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。 (略) ③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者 (略) ※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、例えば監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。 <u>なお、複数の監理事業を行う事業所を有する監理団体においては、当該複数の事業所で同一の監理責任者を選任することはできませんが、監理責任者が常勤する事業所における業務を適時適切に行っていることを前提として、当該監理責任者がリモートワーク等により他の事業所における業務に一部従事することは妨げません。</u>	(略) ○ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。 (略) ③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者 (略) ※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、例えば監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。

【通し番号】 41

【改正箇所】 第 5 章第 19 節 監査報告及び事業報告（技能実習法第 42 条）

改正	現行
○ また、監理団体は、毎年 1 回、監理事業を行う事業所ごとに事業報告書（省令様式第 23 号）を作成の上、次の書類を添付して、機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。 ① 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 ② 訪問指導の内容を記録した書類の写し ③ 外部監査の結果を記録した書類の写し（外部監査の措置を講じている監理団体）	○ また、監理団体は、毎年 1 回、監理事業を行う事業所ごとに事業報告書（省令様式第 23 号）を作成の上、次の書類を添付して、機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 ② 訪問指導の内容を記録した書類の写し ③ 外部監査の結果を記録した書類の写し（外部監査の措置を講じている監理団体）

【通し番号】 42

【改正箇所】 第 7 章第 2 節 連絡調整等

改正	現行
【留意事項】 (略) ○ 実習実施者や監理団体が認定・許可の取消しを受けた場合<u>や監理団体が許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合</u>の調整について 実習実施者や監理団体は、認定・許可の取消しを受けた場合<u>や監理団体が許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合</u>であっても、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じることが求められます。	【留意事項】 (略) ○ 実習実施者や監理団体が認定・許可の取消しを受けた場合の調整について 実習実施者や監理団体は、認定・許可の取消しを受けた場合であっても、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じることが求められます。

【通し番号】 43

【改正箇所】 第8章第2節第4 養成講習機関の名称等の変更

改正	現行
○ 養成講習機関の名称、住所又は講習実施エリアが変更となった場合には、養成講習実施申込書（参考様式第5－1号、第5－2号） <u>を</u> 変更後の <u>内容で作成し、当該変更</u> <u>に</u> 名称又は住所の変更 <u>が含まれる</u> 場合は法人登記事項証明書を添付の上、主務大臣に提出してください。なお、 <u>養成講習機関の名称等</u> の変更手続には一定の時間を要することから変更することが決まった時点で、可能な限り早めに御相談ください。	○ 養成講習機関の名称、住所又は講習実施エリアが変更となった場合には、養成講習実施申込書（参考様式第5－1号、第5－2号） <u>に</u> 変更後の <u>名称又は住所を記載し、</u> 名称又は住所の変更 <u>の</u> 場合は法人登記事項証明書を添付の上、主務大臣に提出してください。なお、 <u>名称又は住所</u> の変更手続には一定の時間を要することから変更することが決まった時点で、可能な限り早めに御相談ください。

【通し番号】 44

【改正箇所】 第9章第2節 機構による実地検査

改正	現行
○ <u>実地検査に時間を要する場合、複数日にかけて対応を依頼することがありますので御協力をお願いします。なお、機構が行う実地検査等については、虚偽の回答を行ったりする等、一定の場合に技能実習計画の認定の取消事由となる（法第16条）ほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります。</u> ○ <u>実地検査において技能実習法令違反が認められた場合、機構から改善勧告書を交付して指導を行いますので、早期に改善を図り、改善状況を書面で機構地方事務所・支所の指導課へ報告してください。重大・悪質な法令違反に関しては、行政処分等の対象となる可能性があるほか、罰則の対象ともなります。（第3節・第4節参照）</u>	○ <u>この</u>機構が行う実地検査等については、虚偽の回答を行ったりする等、一定の場合に技能実習計画の認定の取消事由となる（法第16条）ほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります。 （新設）

【通し番号】 45

【改正箇所】 別紙②— 1 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（企業単独型）

改正				現行			
番号	必要な書類	(略)	留意事項	番号	必要な書類	(略)	留意事項
19	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書		・複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ提出してください。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。 <u>・社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。</u>	19	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書		・複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ提出してください。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。 <u>(新設)</u>
(略)				(略)			
24	【申請者が個人事業主の場合】	(略)	(削除)	24	【申請者が個人事業主の場合】	(略)	<u>税務署の受付印があるものを提出してください</u>

	直近２年度の納税申告書の写し				直近２年度の納税申告書の写し		<u>い(電子申告の場合を除く。)</u> 。
--	----------------	--	--	--	----------------	--	-------------------------

【通し番号】 46

【改正箇所】 別紙②－ 2 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（団体監理型）

改正				現行			
番号	必要な書類	(略)	留意事項	番号	必要な書類	(略)	留意事項
(略)				(略)			
24	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	(略)	複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ提出してください。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。 <u>・社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。</u>	24	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	(略)	複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ提出してください。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。 (新設)
(略)				(略)			
29	【申請者が個人事業主の場合】	(略)	(削除)	29	【申請者が個人事業主の場合】	(略)	<u>税務署の受付印があるものを提出</u>

	合】 直近２年 度の納税 申告書の 写し				合】 直近２年 度の納税 申告書の 写し		<u>してくださ い(電子申 告の場合を 除く。)</u> 。
--	----------------------------------	--	--	--	----------------------------------	--	---

【通し番号】 47

【改正箇所】 別紙③ 監理団体の許可申請の添付書類一覧

改正					現行				
番号	必要な書類	様式番号	申請の種類	留意事項	番号	必要な書類	様式番号	申請の種類	留意事項
(略)					(略)				
7	直近2事業年度の貸借対照表の写し	—	(略)	直近の事業年度で債務超過となっている場合、以下の措置により <u>今期の決算における債務超過の</u> 解消が確実に視されることが必要。 ①増資が実施済みである（登記簿等により確認ができること。）。 ②債権者による債務放棄がなされている。 ③組合費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。	7	直近2事業年度の貸借対照表の写し	—	(略)	直近の事業年度で債務超過となっている場合、<u>新規許可申請以外</u>は以下の措置により解消が確実に視されることが必要。 ①増資が実施済みである（登記簿等により確認ができること。）。 ②債権者による債務放棄がなされている。 ③組合費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。
(略)					(略)				
9	直近2事業年度の法人税の	—	(略)	(削除)	9	直近2事業年度の法人税の	—	(略)	<u>税務署の受付印があるものに限る</u>

	確定申告書の写し					確定申告書の写し			
			(略)				(略)		
25	監理責任者の常勤性が確認できる書類	—	(略)	<u>・監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料が必要。① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類（保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出する。）</u> <u>・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し</u> <u>・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し</u> <u>・健康保険等の被保険者証の写し</u> <u>②</u> <u>賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し</u> <u>上記の社会保険の加入を証明する書類の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職</u>	25	監理責任者の社会保険・労働保険（雇用保険等）の加入状況を証する書類（健康保険等の被保険者証の写しなど、申請者における常勤の役員であることが確認できるもの）	—	(略)	(新設)

				<u>員であることにつ</u> <u>いての具体的な説</u> <u>明文書、賃金台帳</u> <u>の写し及び出勤簿</u> <u>等の写しの資料が</u> <u>必要。</u>	
--	--	--	--	---	--

【通し番号】 48

【改正箇所】 別紙④ 移行対象職種・作業の一覧

改正			現行		
移行対象職種・作業の一覧 (コード番号付き)			移行対象職種・作業の一覧 (コード番号付き)		
1～6 (略)			1～6 (略)		
7 その他(21 職種 <u>39</u> 作業)			7 その他(21 職種 <u>38</u> 作業)		
コード	職種	作業	コード	職種	作業
(略)			(略)		
7-13-1	介護	介護	7-13-1	介護	介護
7-14-1	<u>クリーニング</u>	リネンサ プライ仕上げ	7-14-1	<u>リネンサプラ イ</u>	リネンサ プライ仕上げ
<u>7-14-2</u>		<u>一般家庭用 クリーニン グ</u>	<u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>
7-15-1	コンクリート 製品製造	コンクリー ト製品製造	7-15-1	コンクリート 製品製造	コンクリー ト製品製造
(略)			(略)		

【通し番号】 49

【改正箇所】 省令様式第 23 号「事業報告書」

改正	現行
(新様式(別紙含む)を掲載)	(旧様式が掲載)

【通し番号】 50

【改正箇所】 別紙⑧参考様式一覧

改正				現行			
○参考様式一覧				○参考様式一覧			
分類	No.	様式名	様式番号	分類	No.	様式名	様式番号
(略)				(略)			
申請 (認定)	1	実習先変更希望の申出に係る対応通知書	参考様式第 1－45 号	申請 (認定)	1	実習先変更希望の申出に係る対応通知書	参考様式第 1－45 号
<u>申請 (認定)</u>	<u>1</u>	<u>行方不明が判明した際の状況説明書</u>	<u>参考様式第 1－46 号</u>	(新設)			
申請 (許可)	2	申請者の概要書	参考様式第 2－1 号	申請 (許可)	2	申請者の概要書	参考様式第 2－1 号
(略)				(略)			
(削除)				講習	5	監理責任者等講習機関更新申込書	参考様式第 5-13 号
(削除)				講習	5	技能実習責任者講習等機関更新申込書	参考様式第 5-14 号

【通し番号】 51

【改正箇所】 参考様式第1-14号 雇用契約書及び雇用条件書

改正	現行
雇用契約書及び雇用条件書	雇用契約書及び雇用条件書
1. 雇用契約 (略)	1. 雇用契約 (略)
2. 雇用条件	2. 雇用条件
I ～ V (略)	I ～ V (略)
VI. 休暇 1 (略) 2. その他の休暇 有給 () 無給 () <u>※上記休暇を一時帰国（技能実習法施行規則第 10 条第 2 項第 3 号トに規定する一時帰国を除く。）にあてる場合の必要な旅費の支給の有無（☐ 有 ☐ 無）</u> ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	VI. 休暇 1 (略) 2. その他の休暇 有給 () 無給 () (新設) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
VII (以下略)	VII (以下略)

【通し番号】 52

【改正箇所】 参考様式第 1-21 号 技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書

改正	現行
技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書 1 送出の概要 （略） 2 取次送出国が徴収した費用の名目及び額 （略） （注意） <u>1 5の「講習費用」については、入国前講習以外の講習費用を記載すること。</u> <u>2</u> 「その他」の徴収費用については、括弧書きで名目を記載すること。 <u>3</u> 額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。	技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書 1 送出の概要 （略） 2 取次送出国が徴収した費用の名目及び額 （略） （注意） <u>（新設）</u> <u>1</u> 「その他」の徴収費用については、括弧書きで名目を記載すること。 <u>2</u> 額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。

【通し番号】 53

【改正箇所】 参考様式第 1-22 号 技能実習を行わせる理由書

改正	現行
技能実習を行わせる理由書 (略) (注意) 1～2 (略) 3 ②については、 ・ 受入れの動機・理由のほかに、<u>修得等をさせる技能等が本国において修得困難であるとする理由、修得等をさせる技能等に係る本国での実習ニーズ及び技能実習生が技能実習を行う必要性</u> ・ 企業単独型技能実習の場合には外国にある事業所との関係、団体監理型技能実習の場合には取次送出機関との交渉経緯等、について具体的に記載すること。	技能実習を行わせる理由書 (略) (注意) 1～2 (略) 3 ②については、 ・ 受入れの動機・理由のほかに、企業単独型技能実習の場合には外国にある事業所との関係、団体監理型技能実習の場合には取次送出機関との交渉経緯等、 ・ <u>技能実習生が技能実習を行う必要性</u>について具体的に記載すること。

【通し番号】 54

【改正箇所】 参考様式第 1-24 号 優良要件適合申告書（実習実施者）

改正					現行					
優 良 要 件 適 合 申 告 書 （ 実 習 実 施 者 ）					優 良 要 件 適 合 申 告 書 （ 実 習 実 施 者 ）					
技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 15 条に定める基準を満たすことについて申告します。					技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 15 条に定める基準を満たすことについて申告します。					
記					記					
項目	点数		内容		項目	点数		内容		
(略)					(略)					
6 地 域 社 会 と の 共 生	I		点	日 本 語 学 習 支 援 の 概 要	6 地 域 社 会 と の 共 生	I	(新設)	点	日 本 語 学 習 支 援 の 概 要	
	II		点	<u>I において、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合はその概要</u>			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	III		点	地 域 社 会 と の 交 流 を 行 う 機 会 の 概 要		II	(新設)	点	地 域 社 会 と の 交 流 を 行 う 機 会 の 概 要	
	IV		点	日 本 の 文 化 を 学 ぶ 機 会 の 概 要		III		点	日 本 の 文 化 を 学 ぶ 機 会 の 概 要	
	小計		点	<u>〔小計の計上方法〕 「6 地域社会との共生」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「I」から「IV」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、10 点と記入すること。</u>			(新設)	(新設)	(新設)	

【通し番号】 55

【改正箇所】 参考様式第 1-46 号 行方不明が判明した際の状況説明書（新設）

改正	現行
<u>参考様式第 1-46 号</u>	(新設)

【通し番号】 56

【改正箇所】 参考様式第 2-5 号 監理責任者就任の承諾書及び誓約書

改正		現行	
監理責任者就任の承諾書及び誓約書		監理責任者就任の承諾書及び誓約書	
次に記載する申請者の事業所における監理責任者に就任することを承諾するとともに、監理責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。		次に記載する申請者の事業所における監理責任者に就任することを承諾するとともに、監理責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。	
申請者（監理団体） の氏名又は名称		申請者（監理団体） の氏名又は名称	
<u>監理事業所の名称</u>		（新設）	（新設）
<u>監理</u> 事業所の所在地		事業所の <u>名称及び</u> 所在地	

【通し番号】 57

【改正箇所】 参考様式第 2-14 号 優良要件適合申告書（監理団体）

改正				現行			
優良要件適合申告書（監理団体） 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条に定める基準を満たすことについて申告します。				優良要件適合申告書（監理団体） 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条に定める基準を満たすことについて申告します。			
記				記			
項目	点数	内容		項目	点数	内容	
(略)				(略)			
2 技能等の修得等に係る実績	I	(略)	(略)	2 技能等の修得等に係る実績	I	(略)	(略)
	II	※	① 分母計名 (A+B) (略)		II	※	① 分母計名 (A+B) (略)
			② 分子計名 (A+B) (略)				② 分子計名 (A+B) (略)
		③ 2 級又は 3 級 程度の合格率 (略)				③ 2 級又は 3 級 程度の合格率 (略)	
(略)				(略)			
5 地域社会との共生	I	点	日本語の教育の支援を行っている実習実施者への支援の概要	5 地域社会との共生	I	点	(新設) 日本語の教育の支援を行っている実習実施者への支援の概要
	II		<u>I において、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合はその概要</u>		(新設)		
		点			(新設)	(新設)	(新設)

		Ⅲ	点	地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要
		Ⅳ		日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要
		小計	点	<u>〔小計の計上方法〕</u> <u>「５地域社会との共生」の項目で加点できる最大点数は、10点となる。そのため、</u> <u>「Ⅰ」から「Ⅳ」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、10点と記入すること。</u>
		Ⅱ	点	(新設) 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要
		Ⅲ	点	(新設) 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要
		(新設)	(新設)	(新設)

【通し番号】 58

【改正箇所】 参考様式第 2-16 号 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

改正				現行			
団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等			
1 ～ 6 （略）				1 ～ 6 （略）			
7 その他（21 職種 <u>39</u> 作業）				7 その他（21 職種 <u>38</u> 作業）			
コード	職種	作業	取扱いの有無	コード	職種	作業	取扱いの有無
（略）				（略）			
7-14-1	<u>クリー ニング</u>	リネンサ プライ仕 上げ		7-13-1	<u>介護</u>	介護	
<u>7-14-2</u>		<u>一般家庭 用クリー ニング</u>		7-14-1	<u>リネン サブ ライ</u>	リネンサ プライ仕 上げ	
				<u>（追加）</u>		<u>（追加）</u>	
7-15-1	コンク リート 製品製 造	コンク リート製 品製造		7-15-1	コンク リート 製品製 造	コンク リート製 品製造	
（略）				（略）			

【通し番号】 59

【改正箇所】 参考様式第 4-12 号「外部監査報告書」別紙

改正	現行
参考様式第 4-12 号別紙（規則第 54 条第 1 項第 8 号関係）（日本 <u>産</u> 業規格 A 列 4）	参考様式第 4-12 号別紙（規則第 54 条第 1 項第 8 号関係）（日本 <u>工</u> 業規格 A 列 4）